法学部　国際関係法学科　履修系統図

国際関係法学科　履修系統図
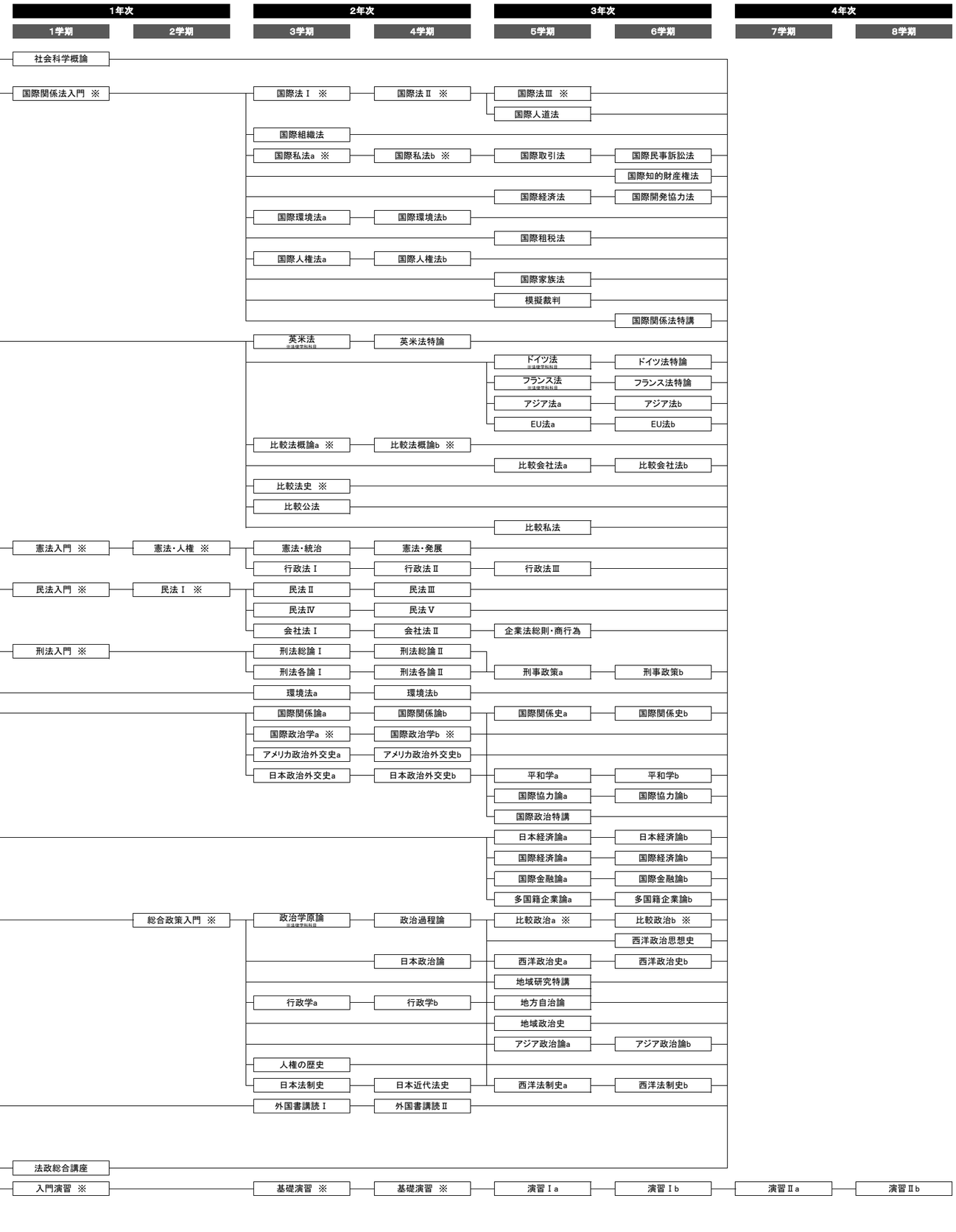
部門	部門の学修・教育目標
基本	法学や政治学の基本に関する知識を修得し、各分野の判例・学説や諸課題等を正しく理解し、個別の事象について自らの見解を提示できるようにすることを教育目標とする （※印のある科目も基本に該当する）。
国際関係法	国際関係法に関する専門知識を修得し、判例・学説や諸課題等を正しく理解し、個別の事象について自らの見解を提示できるようにすることを教育目標とする。
比較法・外国法	比較法・外国法に関する専門知識を修得し、各分野の判例・学説や諸課題等を正しく理解し、個別の事象について自らの見解を提示できるようにすることを教育目標とする。
関連法	国際関係法と関連のある様々な法に関する専門知識を修得し、各分野の判例・学説や諸課題等を正しく理解し、個別の事象について自らの見解を提示できるようにすることを教育目標とする。
国際政治	国際政治に関する専門知識を修得し、現行制度の諸課題等を正しく理解し、個別の事象について自らの見解を提示できるようにすることを教育目標とする。
国際経済	国際経済に関する専門知識を修得し、現行制度の諸課題等を正しく理解し、個別の事象について自らの見解を提示できるようにすることを教育目標とする。
比較・地域研究	比較・地域研究に関する専門知識を修得し、現行制度の諸課題等を正しく理解し、個別の事象について自らの見解を提示できるようにすることを教育目標とする。
文献講読	外国語文献の講読により、諸外国の法制度や国際政治を正しく理解し、個別の事象について自らの見解を提示できるようにすることを教育目標とする。
総合講座	法学や政治学に関する現実社会の状況に触れ、個別の事象について自らの見解を提示できるようにすることを教育目標とする。
演習	法学や政治学の特定分野に関する専門知識を更に蓄積し、また社会一般で通用するレベルに法的・論理的な思考力、表現力、問題解決能力、政策立案能力等を研鑽することで、専門的で複雑な事柄を正確に理解し、個別の事象について高度な見解を示すことができるようにすることを教育目標とする。
全学共通授業科目	全カリの欄を参照